

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和6年度第1回津市隣保館運営審議会
2 開催日時	令和6年7月26日(金) 午前10時から正午まで
3 開催場所	津図書館 2階視聴覚室
4 出席した者の氏名	<p>(津市隣保館運営審議会委員)</p> <p>青木正之 石川博之 上田典廣 浦出寛治 岡山勉 尾崎美哉 小野欽市 金児正嗣 久保田智子 谷中信樹 野澤利宏 福田信男 古川和也 前川正和 村林秀紀 山口陽子</p> <p>(事務局)</p> <p>市民部長 福森稔 市民部次長 平井徳昭 人権課 調整・人権担当主幹 渥美博 人権担当主幹 岸岡康成 人権担当主幹 前田巧 主査 田端祐美 中央市民館長 西澤幸生 櫛形市民館長 小柴恵美子 長谷山市民館長 後藤章 雲出市民館長 植谷幸子 久居総合支所生活課 人権啓発担当副主幹 鈴木理恵 久居北口市民館長 西川賢洋 榊原市民館長 田中秀和 久居北口文化会館長 水谷 明 芸濃総合支所地域振興課 人権啓発担当副主幹 今井啓人 雲林院福社会館長 増地陽一 美里総合支所地域振興課 人権啓発担当主幹 西出和司 川合文化会館長 西本和史 白山総合支所地域振興課 人権啓発担当主幹 大橋律子 美杉総合支所地域振興課 人権啓発担当主幹 前田憲一</p>
5 内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 あいさつ 2 会長及び副会長の選出 3 隣保館事業の概要について 4 令和5年度隣保館活動報告について 事業総括について 令和6年度隣保館事業計画について 5 各隣保館からの事業報告・計画 6 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	市民部人権課人権担当 電話番号 059-229-3166 E-mail 229-3165@city.tsu.lg.jp

<p>事務局(岸岡)</p>	<p>おはようございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただ今より令和6年度第1回津市隣保館運営審議会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。議事に入るまでの、進行を務めさせていただきます津市市民部の人権課の岸岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まずはじめに、本日会議に使う資料の確認をさせていただきます。</p> <p>事前に送付させていただいております、「令和6年度第1回津市隣保館運営審議会」全25ページの冊子が一部、「隣保館事業報告・計画」全60ページの冊子が一部、お手元にごございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>つづいて、審議会委員の新たな任期になって初めてお集まりいただいておりますので、ご出席の委員の皆様を50音順にご紹介させていただきます。「令和6年度第1回津市隣保館運営審議会資料」の2ページをご覧ください。</p> <p>久居北口文化会館運営委員会 委員長の 青木委員 津市社会福祉協議会 会長の 石川委員 橿形市民館運営委員会 委員長の 上田委員 津市自治会連合会 幹事の 浦出委員 川合文化会館運営委員会 副委員長の 岡山委員 雲出市民館運営委員会 委員長の 尾崎委員 津市子ども会育成者連合会 会長の 小野委員 津市小中学校長会の 金児委員 津市立幼稚園長会の 久保田委員 長谷山市民館運営委員会 委員長の 谷中委員 中野文化会館運営委員会 委員長の 野澤委員 白山市民会館運営委員会 委員長の 福田委員 津市民生委員児童委員連合会 副会長の 古川委員 津人権擁護委員協議会 津地区委員会 人権擁護委員の前川委員 雲林院福祉会館運営委員会 委員長の 村林委員 津保育所施設長連絡協議会の 山口委員</p> <p>また、本日も欠席ではございますが、</p> <p>津市身障者福祉連合会 会長の 片岡委員 久居北口市民館運営委員会 委員の 金子委員 榊原市民館運営委員会 委員長の 煙ヶ谷委員</p>
----------------	---

	<p>美杉人権センター運営委員会 委員長の 西田委員 中央市民館運営委員会 委員の 松下委員 がそれぞれご就任をいただいております。どうぞよろしくお願 いいたします。</p> <p>続きまして、私ども事務局をご紹介します。 福森市民部長、平井市民部次長、山村人権課長、 人権課 渥美担当主幹、前田担当主幹、田端主査、 久居総合支所生活課 鈴木担当副主幹 芸濃総合支所地域振興課 今井担当副主幹 美里総合支所地域振興課 西出担当主幹 白山総合支所地域振興課兼白山市民会館 大橋担当主幹 なお、一志総合支所地域振興課兼川合文化会館小山担当副主幹は 欠席でございます。</p> <p>続きまして、隣保館の館長をご紹介します。 橿形市民館 小柴館長、中央市民館 西澤館長、 長谷山市民館 後藤館長、雲出市民館 植谷館長、 久居北口市民館 西川館長、榊原市民館 田中館長、 久居北口文化会館 水谷館長、雲林院福祉会館 増地館長、 川合文化会館 西本館長、美杉人権センター 前田館長 なお、中野文化会館正岡館長、白山市民会館西谷館長は欠席でご ざいます。以上でございます。</p> <p>それでは開会にあたりまして、福森市民部長からご挨拶を申し上 げます。</p> <p>福森部長</p> <p>おはようございます。市民部長の福森でございます。 平素は本市の隣保館の運営に、また市政全体に対して多大なるご理 解とご協力をいただきありがとうございます。審議会の開催にあた りましてご挨拶させていただきます。</p> <p>本日は令和5年度の隣保館の活動報告、また、事業総括や令和6 年度の事業計画の取り組みなどを主な議題といたしまして開催し、 各委員の皆様からご意見いただき、今後の取り組みにつなげ、円滑 な隣保館運営に努めてまいりたいと存じますので本日はどうぞよろ しくお願いたします。</p> <p>事務局(岸岡)</p> <p>続きまして、議事に入ります前に、本日、21名の委員のうち1 6名の方が出席していただいておりますので、津市隣保館の設置及び管理に関する条例第19条第 2項の規定に基づき、会議が成立していることを報告いたします。</p>
--	---

また、当審議会の会議録作成のため、会議を録音させていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

事項（１）の会長及び副会長の選出についてでございますが、条例第１８条の規定に基づきまして委員の互選により、会長及び副会長それぞれ１名の選出をお願いしたいと思います。選出方法はどのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

（事務局一任の声あり）

事務局一任の声がありましたので、僭越ではございますが事務局よりご指名させていただきます。

会長には、雲林院福祉会館運営委員会委員長の村林委員、

副会長には、本日欠席されておりますが、美杉人権センター運営委員会委員長の西田委員をお願いしたいと思います。

委員の皆さまよろしいでしょうか。

（拍手で承認）

ありがとうございます。それでは会長、お席の方へ移動をお願いします。

（会長着席）

それでは、会長ご挨拶をお願いいたします。

村林会長

改めまして、村林です。よろしく願いいたします。今、地域だけではなく全体的な様子として、つながりを切っていくようなことがたくさんあって、最近でも自分たちの耳を疑うようなことがあります。学校と地域は当然つながっていくべきものだと思っているんですけども、教育委員会からの通達で、コロナの関係で地域の人たちと飲み会はしないよう指示を受けていることから、地域との中では飲み会はできない、との話を聞いています。学校と地域とつながっていくような、内容を切っていくような形をどんどん進められて当たり前のようにされていく。だんだん学校の様子が地域では見えなくなっていく。その中で唯一なんとか学校との関係を維持しているのは隣保館だと思っています。その中で隣保館の役割は地域と学校をつなげていくひとつの大きな機関だと思いますので、今日このあとも、ぜひよろしく願いいたします。

事務局(岸岡)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまより、条例第19条第1項の規定によりまして、村林会長に議長職をお願いしたいと思います。</p> <p>村林会長、よろしくお願いいたします。</p>
村林会長	<p>議長を仰せつかりました村林です。どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>本年度第1回目であります、議事進行に当たりましては、皆さんの活発な御議論をいただきながら、議事を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、会議の進め方でございますが、それぞれの議題について、事務局から説明をいただき、その後、委員の方々からご意見等をいただく形で進めさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。それではそのように進めてまいります。事務局から、あらかじめお話いただくことは何かございますか。</p>
事務局(岸岡)	<p>本市における審議会の会議の公開については、津市情報公開条例第23条において個人の情報などの不開示情報が含まれる事項について審議等を行う場合や会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合を除き、会議は原則公開とする旨規定しております。</p> <p>このことから、当審議会の会議につきましては、「個人の情報」などが含まれる審議等以外につきましては、原則公開する方向で取り扱うこととなりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
村林会長	<p>事務局の説明にありましたように「個人の情報」などが含まれる審議等以外につきましては、原則として公開となりますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、会議の公開につきましては、そのようにさせていただきます。</p> <p>では、議事に入ります。</p>

<p>山村課長</p>	<p>お手元の資料、「令和6年度第1回津市隣保館運営審議会」の1ページ目でございます事項書の2番、事項(2)の隣保館事業の概要について、事務局の説明を求めます。</p> <p>人権課長の山村でございます。</p> <p>今回、委員就任後初めてご参加いただく方もお見えになりますので、隣保館事業の概要についてご説明させていただきます。</p> <p>以後、着座にて進めさせていただきます。</p> <p>お手元の「令和6年度第1回津市隣保館運営審議会」資料4ページから7ページをご覧ください。</p> <p>4ページ、隣保館事業の概要についての部分でございます。隣保館は、社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設として活動しております。厚生労働事務次官通知では、国が予算措置を行う事業等が定められており、津市においては、「津市隣保館の設置及び管理に関する条例」及び「人権が尊重される津市をつくる条例」の中で、隣保館の事業や人権が尊重される津市をつくるために必要な事項を定めております。</p> <p>次の、隣保館の目的及び実施事業については、(1)の目的といたしまして、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うこととしております。(2)の事業では、アの基本事業として(ア)から(カ)までの6つの事業と、5ページになりますが、イの特別事業として、(ア)から(ウ)の3つの特別事業を行うものと定められております。</p> <p>つづきまして中段の2番、津市隣保館の設置及び管理に関する条例におきましては、(1)の設置として、市民の健全な文化生活を育成し、社会福祉の増進を図ることを目的として、隣保館を設置することとしております。(2)の事業の中では、アの基本事業として、(ア)から(キ)までの7つ、及びイの特別事業(ア)から(ウ)の3つの事業を定めております。</p> <p>つづきまして、6ページをお願いいたします。3の人権が尊重される津市をつくる条例においては、同和問題を始めとするあらゆる人権に関する問題の解決に向けた取り組みを推進し、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ることを目的として施策を推進するものと定めております。</p> <p>最後に4番の、隣保館の役割につきましては、人権が尊重される社会づくりに関する施策を積極的に推進するものであり、その目的達成のための地域拠点施設として、地域に密着したコミュニティー</p>
-------------	--

センターとしての役割と部落差別の解消に関する施策の実施など、各種人権課題の解決に資するための役割を持って活動を推進していくものであります。

また、本審議会におきましては、「津市隣保館の設置及び管理に関する条例」の第15条第1項に基づき設置されており、隣保館事業の調査審議、意見を述べることができるというふうになっております。

続きまして7ページをご覧ください。「隣保館の活性化に向けた運営方針」でございますが、この方針はこれまで各隣保館ごとに事業計画を作成しておりましたが、市全体としての隣保事業の方向性を示す必要があると令和元年度の審議会でご進言いただき、その後、令和3年度の審議会でご審議いただき、策定したのになります。その後、令和4年度の審議会において、一部修正したものをご審議いただいた結果、現在このような形の運営方針に沿って津市の隣保館の活性化を進めているのになります。

まずは一つ目の、ア 相談体制の充実ですが、隣保館の相談機能は、地域における課題の発見とその解決のため重要な役割を担っております。各種研修会への参加や館長会議での意見交換などを通じて職員の資質向上を図ります。また、関係機関との連携や、家庭訪問など館外での相談対応、相談記録の作成及び情報共有などに取り組み、地域住民が相談しやすい環境づくりと課題の解決につながる相談体制の構築に努めます。

続きまして、二つ目 イ 市民意識調査結果及び人権三法を踏まえた人権啓発の更なる推進ですが、市民意識調査結果から、部落差別などの差別意識が未だ根強く残っていることが明らかとなったことや、部落差別解消推進法をはじめとする人権三法などの趣旨を踏まえ、現在行っている人権啓発事業に加え、教養文化講座その他の館事業の機会も利用して、より積極的な人権啓発活動に取り組んでまいります。

続きまして、三つ目 ウ 地域福祉の担い手としての機能の発揮ですが、地域における高齢化や人口減少が進む中で、独居高齢者が増加しており、様々な課題を抱えた人への複合的な支援も必要となっております。隣保館は地域福祉の担い手としての機能も有していることから、相談事業等を通じて地域の課題や住民ニーズを的確に把握し、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の関係機関や市の関係部局と密接に連携して、課題の解決に取り組んでまいります。

最後に、四つ目 エ 隣保館からの情報発信の充実ですが、隣保館の果たすべき役割を踏まえ、各館で定期的に発行している館だよりにおいて、人権啓発的要素を反映した内容を掲載するとともに、

	<p>地域福祉の増進と隣保館の利用促進が図れるよう、地域住民に必要な情報を効果的に発信できる紙面づくりに取り組むなど、多様な方法で情報発信の充実を図ってまいります。</p> <p>以上4点の運営方針に基づきまして、隣保館運営事業を進め、よりよい隣保館となるよう努めてまいります。</p> <p>概要につきましてもの説明は以上でございます。</p>
<p>村林会長</p>	<p>ありがとうございました。この件については、特に質問等受けなくてもよろしいでしょうか。</p>
<p>山村課長</p>	<p>はい、そうですね、大丈夫です。すみません、続きましてですが、事項書（3）の説明に入る前に、前回の審議会におきまして、議題にあがりまして、事業評価の方法について先にご説明させていただきます。事業評価については、評価方法は自己評価であったりとか、あるいは人権課または総合支所が評価をするなど様々な方法がございますが、最終的に各隣保館や総合支所とも意見を交換して、館ごとに規模や事業の内容が異なるため、点数をつけるような評価ではなくて、隣保館事業として津市全体の総括、という形で人権課が全12館の事業総括を行う形で審議会にお示しさせていただくことといたしました。令和5年度隣保館活動報告のあとに、先ほど7ページでご説明させていただきました、隣保館の活性化に向けた運営方針に基づき、人権課の方から総括の報告をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは改めまして、令和5年度隣保館活動報告、事業総括、令和6年度隣保館事業計画、につきまして説明させていただきます。</p> <p>資料の8、9ページをご覧くださいと思います。まず、令和5年度の活動報告につきましては、全12館の活動報告につきまして資料8、9ページに集約して報告をさせていただいております。これらの詳細な各館ごとの利用者数などは、そのあとの10ページから21ページに添付をさせていただいております。</p> <p>9ページをご覧くださいなのですが、右から3つ目の列が令和5年度の隣保館の利用者数となっております。全12館で延べ48,234人の方が隣保館をご利用しております。右から2つ目の列、44,741人が令和4年度の利用者数となっております。比較しますと、令和5年度は約7.8%の利用者増となっております。人数でいきますと、3,493名、令和4年度と比較して多く利用されたこととなります。今後も、地域に開かれたコミュニティ施設として各種講座であったり、相談事業などを実施して参ります。</p>

各館ごとの、詳細の事業ごとの事業計画や事業報告につきましては、このあとの、事項（４）にて各館長から報告がございましたので、その際にはよろしくお願いいたします。

つづきまして、令和５年度の事業総括につきましてご報告させていただきます。資料は２２ページをご覧ください。

まず一つ目の、ア 相談体制の充実につきましてですが、①の研修参加状況につきまして、新型コロナウイルス感染症が５類に移行したこともあり、外部での研修が再開されました。各館においては積極的に参加することができました。特に三重県が実施している「人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座」には多くの職員が参加し、部落問題をはじめとする様々な人権課題について学習することができました。また、県外での視察研修にも参加し、その地域での差別の歴史などを学ぶこともできました。令和５年度は全１２館の合計で８０回の研修に参加をしております。今後も引き続き、積極的な研修参加を通じまして、相談業務の資質向上に努めてまいります。

次に②の館長会議についてですが、第１回目の館長会議を令和５年９月２２日、第２回目の館長会議を令和６年２月１９日に開催いたしました。第１回目の会議では、川合文化会館で令和５年度から開始しました「出前ミニデイサービス」について、事業開始の経緯や自治会との調整につきまして発表していただき、積極的な館同士の意見交換の場とすることができました。第２回目の館長会議では、隣保館事業の事業評価につきまして議論を交わし、統一的な見解をはかることができました。今後も館長会議を定期的で開催し、館同士のつながりを強め、お互いの資質向上につながるよう開催したいと考えております。

次に③の相談件数についてですが、令和５年度隣保館への相談件数は１２館の合計で１,３２１件でございました。一番多かった相談内容は福祉・健康に関する相談で、件数としては７１２件で全体の約５４％を占めておりました。次に教育に関する相談が２８４件で、全体の約２２％、それから、人権についての相談が５４件で全体の４％を占めております。今後も様々な内容の相談について対応できるように資質向上などに努めてまいります。

続きまして、二つ目 イ 市民意識調査結果及び人権三法を踏まえた人権啓発の更なる推進についてでございますが、①の人権講演会・人権講座につきまして、令和５年度は６館で開催いたしました。講演会後のアンケートでは、初めて講演会に参加された方から「普段何気ない言葉が差別的な意味を含んでいたことを知りました」、といったような感想がありまして、このような初めて参加さ

れる方が、差別問題などにつきまして学習していただけることは、非常に効果があったのではないかと考えております。

また、地域の学校関係者や総合支所の職員が、改めて部落問題の現実を知ることにもつながり、こちらも、学びと啓発につなげることができました。今後も引き続き、多くの方に参加いただけるように講演テーマや講師選定を工夫し、さらなる啓発活動に力を入れてまいります。

資料23ページになりますが、②の人権フェスティバル、フィールドワーク、地域学習会等につきまして、令和5年度は10館で実施いたしました。令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこともありまして、今まで規模を縮小していた事業や、リモートが中心であった事業も直接お会いして交流できるようになるなど、各館で充実した事業を実施することができるようになりました。今後も積極的な啓発活動に取り組んでまいります。

続きまして、三つ目 ウ 地域福祉の担い手としての機能の発揮につきましてでございます。①の健康教室につきましては、7館で実施し、②のデイサービスについては4館で実施いたしました。

各地域の住民の方々の高齢化が進んでおりまして、各地域の実情に合わせた健康教室やデイサービスなどの様々な事業を各館で工夫して実施いたしました。保健師等の専門職の方を招いて、フレイル予防などに関するわかりやすい説明をしていただき、参加者からは好評の声を多くいただいております。また、参加者同士の交流にもつながっております。それから、健康相談だけでなく、最近増えている詐欺被害にあわないための話を取り入れたり、総合的な福祉としての役割も果たすことができました。一方、交通手段がない方や、足腰に不安がある方が増えてきており、今後参加人数が減少していくことが見込まれますので、開催の仕方など検討していく必要があると考えております。地域の民生委員や保健センターなどの関係機関と連携して、引き続き地域福祉の担い手としての役割を果たしてまいります。

最後に、四つ目 エ 隣保館からの情報発信の充実についてでございます。全12館で、隣保館の活動報告や啓発事業の案内、人権に関する記事を掲載した館だよりを配布しております。活動内容には写真を入れて報告するなど、参加いただけなかった方にも関心を持っていただけるような工夫をしております。また、人権に関する記事では、子どもの人権、犯罪被害者の人権、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな人権問題などについて掲載いたしました。また、高齢者への不当な人権侵害について掲載し、ひとりで悩まないでください、と呼びかけたり、市が新たに始めました、「大

	<p>型家具のゴミ出し支援事業」などについての記事も掲載し、これらの利用につなげることもできました。</p> <p>隣保館は、気軽に立ち寄れる場所であるということをアピールし、今まで隣保館を利用していただけなかった方にも気軽に利用していただけるように、館だよりなどを通じて呼びかけをしております。</p> <p>以上で、令和5年度隣保館活動報告の事業総括とさせていただきます。</p> <p>24ページをご覧ください。</p> <p>最後に、令和6年度隣保館事業計画につきましてでございますが、24ページから25ページにわたります。各隣保館の令和6年度の事業計画を掲載しております。これらの事業計画につきましては、各館の運営委員会におきまして、それぞれ審議されておりますが、この事業計画に基づき、令和6年度の事業を実施していくものでございます。</p> <p>各館ごとの事業別の報告や事業計画につきましては、冒頭にご説明させていただきましたが、このあと、事項(4)の中で各館の方から報告がございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>事項(3)の説明につきましては、以上でございます。</p>
村林会長	<p>ありがとうございます。本来ならば、各館からの事業報告にうつるところなんですけれども、事業報告という形が出てきたのは今回が初めてですし、それから、たぶんそれがどういう形で進めていくかということに対しての事業評価総括をしていただくという形をこの会では望んでいたと思うんですけれども、この件に関して何かご意見がある方はございませんでしょうか。</p>
前川委員	<p>よろしいですか。人権擁護委員の前川です。何点かあるんですが、まず最初に1点目として、隣保館の活性化に向けた運営方針でアに相談体制の充実という形で、大きく一番最初に書かれている、相談体制を充実していきたいんだ、という形で書かれているにも関わらず、その総括のところ是件数だけなんですよね。相談件数について、という総括になっている。これはおかしいんじゃないでしょうか。相談体制を充実させるために、どんなことをどのようにやってきて、それを総括していかなあかんのと違うのかなと思います。一番大事な隣保館事業の中で、根底を支えるところですので、しっかりと総括して、本年度に活かしていただけるとありがたいかなと思います。</p>

2点目なのですが、地域の件数、それから住民の人たちの高齢化が進み、しかも少なくなってきた。ということは、利用者をここでは8%増えたと書いてあって評価してあるんですが、この人数だけで評価してもらったら困るんです。つまり今後絶対減っていくという現状の中で、それをしていくと必要ないやないか、というような評価につながらへんかという危惧を持っています。ですからそうではなくて、中身をどう充実してきたかというあたりで評価していただかんと、総括していただかんと、人数が増えたから、件数が増えたから、という単にそういった形での評価でしていくと本当に隣保館事業の意味だとか、人権を解決していくための方法だとか、どんどん削られて、予算も今現在も削られておるわけなんです。削られていく現実があるのと違うのかなという、そういうふうな危惧を持っています。

以上です。

村林会長

ありがとうございました。事務局いかがでしょうか。

山村課長

はい、ありがとうございます。まず1点目のですね、相談体制の充実に関しまして、どのように充実を努めてきたか、ということなんです。資料の22ページをご覧くださいなのですが、相談体制の充実につきましては、相談を受ける職員の資質向上がやはり一番重要ではないかと考えております。その中で①の研修参加状況の方で書かさせていただいておりますが、三重県の人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座であったりとか、ヤングケアラーの啓発フォーラムであったりとか、全国隣保館長の研修会、あるいは東日本ブロック研修会、こういった外部の研修会に参加させていただくことで、相談を受けつけます職員の資質向上の方には取り組んでまいりました。

それから2番目にご意見いただきました、利用者を人数だけで事業を評価してはならない、ということにつきましては、まったくその通りだと思っております。各隣保館においては、お住まいの方々の人口であったりとか、そういったものも様々な状況がございます。単に人数だけで、増えたから良いのだ、減ったからダメなんだ、といったことは短絡的に評価できないと思いますが、やはりここでは数字でご報告させていただくことが一番わかりやすいのかな、ということで、いったんご利用人数といった形で報告をさせていただきました。今後、各隣保館において特徴的な事業などがございましたら、各館長会議などでも情報共有させていただいて、利用者数を増やすためにはどのような事業を進めていったらいいのかと

	<p>いったものを情報共有させていただいて、各館の取り組みにつなげていけたらな、というふうに考えております。以上でございます。</p>
村林会長	<p>前川委員、よろしかったでしょうか。</p>
前川委員	<p>相談事業なんですけれども、本当に難しい現状があるかと思えます。自分も生活相談員を8年間続けてきたんですけれども、なかなかこう来てもらう、という形で相談件数が増えるわけでもないし、どうやっていったら、その、アウトリーチといったことも含めて、住民の人達に信用してもらえるんかというあたりの大変難しい問題があると思えます。特に職員が2人の隣保館もあるわけですので、そこらへんも含めて、人事の部分も含めて、しっかりところ住民に顔を売れる期間と実践がいるかと思えますので、その部分を充実していってもらうことが大事なんじゃないかなと思っています。</p>
山村課長	<p>そうですね、おっしゃられるように人員配置が2名の隣保館といった部分もございますので、研修参加などにつきましても、人員配置であったりとか、応援体制の充実がないと職員の方々が研修に参加していただくことはなかなか難しいと思えます。また相談体制の充実についても、人員配置といったものが果たす役割は大きいと思えます。この場で来年度から何人増やしますといったお約束はなかなか難しいのでございますが、ご意見としていただいたことにつきましては一生懸命努力させていただきたいと思えます。ありがとうございました。</p>
村林会長	<p>よろしかったでしょうか。今答えてみえた内容に関しましては、本来は総括の中で市としてどう考えていくかの部分だと思うんです。総括のほとんどの部分が、各館が取り組んできたことに対して内容的な総括で、それは各館ができる限りの努力をした部分はわかるんですけど、その部分を市としてどういった形で、今後していくのかということや、どういう後押しをするのかということをここで書いていただくと、今後の方向がわかって、たとえば人を増やすかどうかではなくて、そういう考え方を進めていますということなのか、そうじゃなかったら各館が要望していることだけしかあがってこないの、そのへんをよろしくお願ひしたいと思えます。</p>
山村課長	<p>ありがとうございます。次回の事業総括に向けまして、いただいたご意見真摯に受け止めて検討してまいりたいと思えます。</p>

村林会長	はい、福田委員。
福田委員	<p>白山町の福田でございます。今会長がおっしゃっていただいたことに関連すると思うんですけども、この総括読まさせてもらって、偉そうな物の言い方するわけじゃないんですけども、こういう事業がこんなふうに行われてきました。そこで事務局としてそれをどんなふうに評価するか、なんのために総括をするかといえはですね、来年の事業に向けてどういう課題があって、どういうことにフォーカスしながら事業を展開しなければならないか、ということが見えてくるような、贅沢言うようですけども、そういう総括をしていただくとありがたいです。</p> <p>前はこういうものがなくて、事業報告だけだったんですけど、これは評価させていただきたいと思います。ただ、せっかく総括していただいたことが、それが見えてこないんですよ。こんな事業やりました、ということについては十分理解できて、その事業を展開する中でこういう課題があって、今後こんなふうな方向であるいは、どんなふうに事業を展開していったらいいかな、ということの道しるべみたいなものが総括から見えてくるとありがたいなというふうに思いました。せっかくしていただきましたので。</p>
山村課長	ありがとうございます。次回の事業総括に向けて、しっかりといただいたご意見を反映させていただきたいと思います。
村林会長	よろしかったでしょうか。
前川委員	要望でもよろしいですか。
村林会長	要望ですか、はい。
前川委員	<p>何度もすみません。イの市民意識調査結果及び人権三法を踏まえた人権啓発の更なる推進、という部分で、2017年度に津市として市民意識調査をしてもらって、その前が2006年か7年にして、だいたい10年に1回はしてもらってと思うんです。そうしないと津市民がどんな人権意識を持っているかわからん、わからんということは事業が上滑りになって、実態に合わない事業をしてしまう、ということになるかと思えます。ということは今2024年ですから、あと3年くらいの中に市民意識調査をしていかなあかんという現実があると思えます。それには少なくとも今年から準備に入らんと2027年に実施できないんじゃないかと恐れを持ってお</p>

山村課長	<p>ります。10年に1回だからといって、その年に計画、予算はつかないわけですから、少なくとも来年、ちゃんと予算化しないといけない、ということです。今年から考えていていただきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
山村課長	<p>ご意見ありがとうございます。市民意識調査につきましては、おっしゃられるように10年に1度の定期的に調査しておりまして、前回は平成29年になりまして、その前が平成19年です。今度は令和9年度に実施を予定しておりまして、こちらにつきましても事前にしっかりと準備がないと調査をする意味がございませんので、設問などにつきましても、定期的に同じ項目について質問することもありますし、新たな人権問題につきまして新しく設問することもあるかと思いますが、そのへんしっかりと検討しつつ準備を進めてまいりたいと思います。以上です。</p>
村林会長	<p>今言われた意識調査ですけれども、同じような形でずっと進めてきてどのような成果があって、意識調査によって何ができるとお考えなんでしょうか。</p>
山村課長	<p>部落差別問題につきまして、よく市民の方からももう部落差別はないんだというようなご意見いただきます。なぜそのような形で部落差別解消に向けて事業を進めているんだ、というようなご質問をいただくこともございますが、実際に調査してみますと、やはり攻撃的な差別というものは減少しているように感じるんですが、土地の忌避意識であるような隠れた差別意識というものが引き続き存在しておることが調査結果でわかってきております。今後も定期的に差別意識に関する市民の方々の状況をしっかり把握したうえで、それぞれの人権施策の中に反映させていく、と。そのための調査としてしっかりと現状の把握に努めてまいりたいと考えております。以上です。</p>
村林会長	<p>ありがとうございます。これは個人的な見解かもしれませんが、意識調査の内容と実際に行われている差別、出てきている差別とはかけ離れている気がするんです。意識の問題と実態の中での問題そこをきちんと捉えてもらわない限り、意識調査の結果だけで施策を次考えていただいたところで、意識調査の数字は良くなるかもしれないんですけれども、実態的な変化はなかなか伴っていかないのではないかと思いますので、しなくていいということではないんで</p>

	<p>すけれども、意識調査だけにこだわったり、とらわれずにもう少しいろいろな方法を考えていただけるとありがたいと思います。</p>
山村課長	<p>ありがとうございます。他市の状況なんかも参考に、人権問題の解消に向けて様々な事業を進めてまいりたいと考えております。以上です。</p>
村林会長	<p>ありがとうございます。すみません、細かいことなんですけれども相談体制の充実の中で「相談しやすい環境作り」、というようなことを課題としてあげていただいているんですけれども、例えば最近だとネットによる申し込み、コロナのときもそうでしたけれども、その相談を館に来られても館で説明するような機材がないわけです。まして、その人のを使わせてもらおうとしても、個人負担を伴うような中で説明せざるをえないので、この環境作りの中にできれば Wi-Fi なんていうのは当然あってしかるべきだと思うので、相談体制の充実の中で環境作りのひとつとして、そういうことは考えていっていただきたいと思います。それと人権啓発事業というのがいろんな形で言われるんですけれども、何をもって人権啓発事業と言われているのか、というその、内容とそのことを実施したことによる成果、というのをどういうふうに捉えられているのか、もし今少しでもお話していただけることがあれば、少しお願いしたいんですけれども。</p>
山村課長	<p>啓発活動につきましてなんですが、やはり市民の皆様には差別問題に関する現状であったりとか、問題点であったりとか、そういったことに関して知識を広げていただく、学んでいただく場を提供するのが非常に大事だと思っておりますので、市民人権講座であったりとか、人権講演会であったりとか、そういったような形で外部からの講師をお招きして、時代時代に合わせたテーマを講演していただくことによって、皆様の学びにつなげていければなというような形で啓発活動には取り組んでおります。以上です。</p>
村林会長	<p>ありがとうございます。今言われた市民人権講座、でもこれって本来隣保館の中心事業ではないですよ。だからもう少し行政側の積極的な働きかけなり、年間を通しての中できちんと今年はどういうことを中心にしていくとか、講師選択も提示していただくと隣保館としても動きやすいですし、隣保館ができる啓発だけではなくて、一般市民にということならば、そのへんはもう少し市としての</p>

	<p>後押しというか、中心として動いていただけることをお願いしたいと思います。</p> <p>もう1点、総括の中で今言われた市民意識調査、それから人権啓発の更なる推進のところ、 「地域で行っていることによって、学校関係者や総合支所担当者からは改めて部落の問題を知ることができた」、と書かれていますけど、その通りかもしれないんですけども、個人的に自分たちがこういう言い方を聞くと、すごく腹が立つんです。というのは、あなたがたが中心になって啓発すべき人じゃないんですか。あるいはそれを進めていくべき人じゃないんですか。そういう方がこういう発言をされると、今までは何をしてきたんですか、というふうな気持ちになるんです。あくまでそれは自分の気持ちなので、こうやって書かれた方が何もされてない、とか本当にわかってないということではないと思うんですけども、もう少しこういうふうな進め方、あるいはさっき言われた啓発を進めていく中で中心になる方たちをきちんと育てていくかたちの部分を考えていただければと思います。以上です。</p>
山村課長	<p>ありがとうございます。</p>
村林会長	<p>よろしいでしょうか。では次進めさせていただきます。</p> <p>事項（４）の各隣保館からの事業報告・計画について、事務局、説明よろしくお願いいたします。</p>
山村課長	<p>はい。それでは、事項書（４）につきましてですが、各隣保館の事業につきまして、楡形市民館から順番にご報告をさせていただきます。資料につきましては、別冊の「隣保館事業報告・計画」の冊子をご覧ください。各館ごとに、交流・連携事業、啓発事業、そして、各館の特色ある事業、の3つに分けて、それぞれ事業概要、事業の成果・課題、それから令和6年度の事業計画を記載しております。</p> <p>交流・連携事業につきましては、近隣の小中学校や、地域住民、それから各種団体との交流を主とした事業のことでございます。地域交流の推進や活動報告などを通じて交流を深めていくものでございます。</p> <p>次に、啓発事業につきましては、地域住民や広く市民を対象とした人権啓発、講演会などの啓発活動、そして館だよりなどの広報の事業でございます。</p>

<p>小柴館長</p>	<p>最後に、各館の特色ある事業につきましては、地域福祉の推進に関する事業などの各館が地域の実情に応じて行っている事業のことでございます。</p> <p>なお、この資料の事業報告の様式ですが、昨年度までは A4 の横サイズでしたが、今年から A4 の縦サイズにレイアウトを少し変更しております。記載内容については大きく変更はございませんが、一番下に、令和 6 年度の事業計画を付け加えることによりまして、事業の概要、それから令和 5 年度の事業報告、それから令和 6 年度の事業計画が一目で見えるような形にレイアウトを変更しております。</p> <p>それでは最初に、橿形市民館長より報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>橿形市民館長の小柴でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>隣保館事業報告・計画の 1 ページをご覧くださいと思います。交流・連携事業についてなんですけれど、事業名といたしまして人権フェスティバルと橿形市民館文化祭を挙げております。</p> <p>人権フェスティバルでは、西郊中学校で各小中学校 5 校とパネル展示をいたしました。切磋亭琢磨さんの講演を聞いて、子どもたちは各小学校・中学校の発表会を兼ねて切磋亭琢磨さんの講演を聞いていました。私らはパネル展示をしまして、子どもたちに「これどういうこと？」と尋ねられたらそれに対して答えていました。</p> <p>令和 5 年度はやっとコロナが 5 類になりましたので、文化祭もできました。橿形市民館の文化祭といたしましては 2 年ぶりなんです。子どもたちの茶道教室があるんですけど、その子供たちがお茶を立てて、来ていただいたお客さんにそのお茶をだして、いただく。それからいろいろ講座があるんですけども、講座の人らの作品展示。手芸とか生け花とか、それとカゴバッグづくりをしていますので、その作品展示をしていただきました。70 人くらいの人に参加していただいて、地域の人や保全会の方らに餅つきの振る舞いをしていただいたので、すごい大盛況で皆さんにたくさん喜んでいただいたので、ここにも書かせていただいてありますけれど、令和 6 年度も 11 月 3 日に文化祭を予定しております。また、人権フェスティバルの参加は西郊中学校でありますので予定はしております。</p> <p>次 2 ページ目、橿形市民館だよりなんですけれど、毎月 20 日前後に橿形市民館だよりを配布しております。それには、子どもの人権啓発とかコロナウイルスによっての差別とかいろいろな問題、熱</p>
-------------	--

中症に対しての問題とかいろいろ書かせていただいております。市民館で行っている講座の日程等も書かせていただいて、「どんなやつとるんやろ」と言って見に来ていただく人には、ぜひ見に来てくださいと言って、そういうのを書かせていただいております。市民館だよりは各戸配布なんですけれど、これはずっと毎月1回は続けていきたいと思っております、令和6年度も。

3ページ目なんですけれど、各種講座なんですけれど、各種講座は毎月、お花が2回、それから子どもの茶道が1回、子どもの生け花が1回、手芸が2回、料理は1回、それと趣味の会といっている皆さんが集まって、これはちょっと若い人らがやってみえるんですがそれが2回あります。サークルといたしまして、伊勢型紙をサークルでやっております。令和5年度に初めてのことで、アコーディオンコンサートというのを先生がアコーディオンを弾いて、1時間くらいコンサートをしていただいたんですけれど、地域のお年寄りが集まってきていただいて、「私ら音楽って最近聞いたことないですごく心が洗われてよかったわ。来年もしてくださいね。」っていうほどすごい喜んでいただきました。だから、令和6年度もこのアコーディオンコンサートは一応10月に予定しております。

もう一つ、これも初めてのことなんですけれど、寄せ植え教室というのもさせていただきました。お正月前に亀井園芸さんに来ていただいて、寄せ植え教室をしていただいたんですけれど、これも地域の方々にすごく喜んでいただいて、たくさん参加していただいて。皆さん2つずつした人も「これ息子のところへやるんやわ。」って言いながら参加していただきました。これもすごく喜んでいただいて、今年も、令和6年度もしてくださいっていう要望がありましたので、12月にやる予定をしております。

橿形市民館といたしましては、今年クーリングシェルターの施設に指定されておまして、この頃この暑さ指数っていうのがすごく上がってきてるので、一応35以上っていうことが謳ってあるんですけれど、「暑かったら市民館へ来てもいい？」っていうことをこの間もお年寄りの方が言ってみえましたので、「いいですよ、いつでも来てくださいね。」っていうかたちで、そういう受け入れも令和6年度はやっております。そういうところで、この前も「おかしな電話がかかってきたんやけどどうしたらいい？」とか、「こんなおかしなメールが私のパソコンに入ってきたんやけど、どうしたらいい？」とか、いろんな話が聞けるので、今年はクーリングシェルターに指定されてよかったかと思っております。

橿形市民館の事業報告といたしましては以上です。ありがとうございました。

<p>西澤館長</p>	<p>中央市民館の西澤です。よろしくお願いします。</p> <p>4ページをお願いします。交流・連携事業としまして、総合相談事業を挙げさせてもらいました。人権週間ですが、12月の4日から10日までの間は人権週間ですけれども、この期間中に人権、生活、教育、健康、職業に応じる総合相談窓口を中央市民館で開設しました。人権相談は人権擁護委員さんに来ていただきまして、特設相談というかたちでしました。健康相談は保健センターの職員が来ました。それ以外は当館の職員により対応をしました。令和5年度は3名の方の相談に応じることができました。6年度としましては、今年度も引き続き開催したいと考えております。</p> <p>5ページをお願いします。市民館だよりですが、毎月1回、地域及び周辺の方を対象に市民館だよりを発行しました。当館の日常的な活動とか主催する事業や地域や関係団体のイベントの周知を中心に行事に参加してもらうことで、当館に来てもらうことで人権啓発に繋げていきたいという考えでやっております。今年度も引き続き、発行していきたいという考えでやっております。</p> <p>6ページをお願いします。地域学習会事業です。地域の子どもたちが自分自身に自信を持ち、友達との交流を深め、差別のない明るい街づくりを進めていくための基礎的な力を身に着けていただくためにそういう目的でやっております。特に基礎学力の向上を目指して、子どもたちに学力をつけていただくということをすると共に、自己決定力、自己学習力、自己判断力を育成することを目標として取り組んでいます。そのような力を持つことが、自分や他者を大切にすることを育むという考えです。保護者の方とは、子どもの送迎とかの際に会話をというか話をさせていただいて交流を図っています。今年度も「基礎学力の向上」・「学習態度づくり」・「なかまづくり」を柱として進めております。</p> <p>念のためにお伝えするんですが、5年度の実績表から見ますと、生活相談などに865人、卓球などの活動に3,886人、その他自治会の方が本館を活用していただくという数が485人。合計5,236名でした。4年度と比べて357人の増加ということです。6年度の事業計画というのを既に4月、5月、6月をしておりますが、今のところ進捗状況として4月、5月、6月を5年度と比べて、児童生徒の数が200人増加しております。私としては、人権啓発サポーターの先生が地道に児童生徒に声をかけて人数増に繋がっているなというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>後藤館長</p>	<p>長谷山市民館でございます。</p>

<p>植谷館長</p>	<p>7ページ・8ページをご覧いただきたいと思います。交流・連携事業につきましては先ほど橿形市民館からもご説明がありましたが、12月2日に西郊中学校区人権フェスティバルを開催し、小中学生が100名、教職員が25名、自治会・保護者の方75名、約200名の参加がございました。内容といたしましては、「君たちの可能性は無限大！」という演目の人権落語講座と、西郊中学校、安東小学校、片田小学校、橿形小学校、神戸小学校の人権学習の取り組み発表と、市民館による人権啓発パネルの展示を行いました。今年度におきましても同様の事業を予定をしております。</p> <p>啓発事業につきましては、市民館の講座の日程と人権啓発を登載した市民館だよりを赤坂東・赤坂西自治会の全戸に月1回配布をいたしました。今年度におきましても同様の事業を予定をしております。</p> <p>特色ある事業といたしまして、橿形小学校を対象に学習会を6日間開催し、延べ34名の参加がありました。工作教室を1日開催し、7名の参加がございました。漢字や算数のドリル、夏休みの宿題に取り組み、小学校の教諭のサポートもあり、充実した学習会となったと考えております。今年度におきましても同様の事業を予定をしております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>失礼します、雲出市民館です。</p> <p>5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、4年度と比較して利用者数は増加したと思っております。特に令和5年度に変えたのが相談事業についてです。相談にみえる方、特に人権について相談にみえる方が、「相談なんです。」というふうなかたちでみえることは少なく、「こんなこともあってこんなふうな思いをしたんさ。」とか「今日こんな嫌なことがあったんさ。」ってというような、日常会話の中でいろいろと人権に関わることを話をしていただくことがあります。そういったようなことの話の中から課題を見つけたり、対応を考えたり、まずは思いを聞くというところから始めさせていただきました。人間関係を作ってそんな話をたくさんしていただけるようにしていったのが、令和5年度に変えたところでございます。</p> <p>講座につきましては、従来の講座に加えニーズに応じてスマホ教室とか料理教室を新しく設置いたしました。暮らしの講座なんかもニーズに合わせて行っております。</p> <p>それから、地域学習活動についてです。小学校の4年生以上の小学生と中学生を対象にしております。本館は隣保館としてだけでは</p>
-------------	---

なくて教育集会所の働きも担っておりますので、地域学習活動実行委員会というのを組織いたしまして、人権教育指導員と共に地域の青年のスタッフや近隣の青年、そして隣保館の職員も携わって地域学習活動を行っております。地域それから地域外の子どもたちに教育をしていくということは人を育てるということですので、やはりとても大きな意味があると考えております。人と人とを繋げるという意味も持っていると思います。地域活動とか、それから交流学習にも力を入れました。令和6年度も引き続き多くの方に利用していただけるように、ニーズに応えた講座を開講したり、講座以外の方でも同好会等で楽しんでいただけて集まっていけるようにしていきたいと思っております。

相談事業につきましては、来ていただく方の困りごととか悩みの中に社会の矛盾があるんだ、課題があるんだということをしかりと指針にしまして、矛盾の解決とか悩みの解決に繋げていきたいと思っております。また、「話をしたい。」とか「この人なら話せる。」という、人が見えることもとても相談事業に繋がると思っていますので、大事にしていきたいと思っております。

市民館だよりを毎月発行しているんですけども、写真を使うとか私たち館の職員が感じたことや考えたことを加えるなど、市民館だよりを通じてどんな人間が在館しているのかということも皆さんに伝わっていくような市民館だよりを作るように心がけています。

6年度もそのようにしていきたいと思っております。以上です。

西川館長

失礼します、北口市民館の西川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

資料の17ページからご覧をいただきたいと思っております。事業の中で、まず3点につきましてご報告並びに説明をさせていただきたいと思っております。

まず部落解放と平和のための会議についてでございますが、この事業は「部落解放と平和」をテーマに掲げまして、地域住民が主体となりまして活動をしております。昨年度につきましては少人数での座談会や、地区内のフィールドワークを実施してまいりました。フィールドワークでは、北口地域の住環境であったり自然環境であったりをしかりと見ていただく。そういう取り組みをしてまいりました。参加をいただきました教職員の皆様方は、学校でも同和教育や部落問題学習を実施するにあたっては、地域の現実をしかりと理解した上でやっていくことが必要であるという、そういうお声や、部落の現実を改めて見ていく中で、或いはそこに生きている人々との話を聞く中で、改めて部落問題と自分について考える機会

になったというそういうお声をいただいております。今年度につきましては、部落差別の解消及び久居地域に人権文化の裾野を広げていく、そういうことを目的として活動を進めてまいりたいと思っております。内容につきましては、特に地区の「ひと・もの・こと」との出会いや、地区内フィールドワークを実施していきたいと思っております。また、昨年5月に「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が初適用されるという、教職員が起こした土地差別事件がございました。久居地域内でも同様のことが起こっております。その事件を皆で一緒に分析をしたり、或いは差別性を明らかにする中で今後どのように取り組んでいけばいいのかを考え合っていたいと思っております。

次に、20ページの人権パネル展についてでございますが、昨年度は障がい者の人権をテーマにして、障がい者の置かれている状況を人権と権利の視点から理解するためのパネル展を2月に実施してまいりました。このパネル展では、特に本年4月から「障がい者差別解消法」にある「合理的配慮」が義務化されたということ。そして、「合理的配慮」ってどういうことなんやっていうことについて学ぶことができました。同時に、この時期に津市身体障がい者福祉協議会久居支部と連携をいたしまして、旧優性保護法裁判に関する署名活動を実施してまいりました。この活動を通しまして、旧優性保護法について改めて学習したり、或いは民法で定めております排斥期間20年間についても学習することができました。7月3日に最高裁大法廷が、この法律が立法時から既に憲法違反であるということ、或いは排斥期間を認めない、そういった初の統一見解を示しております。そのような内容につきまして、教養文化講座生であったりサークル活動生であったりと一緒に情報交換をしたり意見交換をしてまいりました。本年度につきましては、人権パネル展は隔年実施でございますので、本年度については開催いたしません。

続きまして、21ページのデイサービス事業についてでございます。この事業は地区内及び周辺地域を含みまして、高齢化が進んでおります。そうしたことを受けまして、高齢者の健康維持増進や自立支援、居場所づくりとして実施をしております。昨年度は延べ778名の方にご利用をいただきました。特に一人ひとりが持つております能力に応じて、自立した日常生活を営むことができる生活機能の維持、または向上を目指した訓練であったり、また、日常の気になること等の会話を通しまして、心の健康づくりについても繋げることができたと思っております。今年度につきましても、高齢者の健康の維持増進であったり、自立支援、或いは日常生活機能の訓

<p>田中館長</p>	<p>練や生きがいつくり、居場所づくりとして実施をしてまいりたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>失礼いたします。榊原市民館の田中でございます。</p> <p>手元の資料の23ページと24ページをよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>まず、啓発事業についてでございますけれども、館だよりの発行ということで月1回、広報同時配布物の時に各戸配布をさせていただいております。榊原地域全体でございます。内容としては、月毎にいろいろな人権テーマがございますのでそれとか、健康の関係とかそういうものを載せて地域福祉に関わるような内容を年12回というか毎月させていただいております、今年度も合わせて同じように配布する予定でさせていただいております。</p> <p>24ページの「各館の特色ある事業について」ということでございますけれども、憩いの集いということで65歳以上の方を対象に年3回、令和5年度やとったんですけれども、ちょっとお手元の資料に60歳って書いてございますけれども、65歳ということで訂正をお願いします。内容としては、健康にかかわる講座が去年はほとんどでございました。予算的には2万円ほどでさせていただきました。それから去年は第1回目の6月26日に14名、この時は白山の保健センターの保健師の方に来ていただきましてフレイル、それから熱中症予防ということでさせていただいております。それから第2回目ですけれども9月の11日に実施しまして、この時は参加者が11名じゃなくて9名ということで、訂正の方をお願いします。この時は音楽療法の榊原公民館の先生を招へいしまして、リズム体操とか歌を歌いながら体をほぐしたりして、健康増進ということでさせていただきました。第3回目は令和6年の2月20日で参加者は13名でこの時は脳トレということで、65歳以上の方々がやはり脳の活性化とか普段の生活の中で手指の動かし方とか、そういうのを学習されまして和気あいあいと楽しみながらされました。今年度は記載にございますように事業計画でございますけれども、年8回ということでいろんなテーマをやっぱりやっていかなあかんということで、今年度は既に1回目5月30日終わりました</p> <p>「歌って生き生きと」ということで、これはリズム関係・音楽療法の関係です。2回目は7月に予定で「人権ってなんだろう」ということでございますけれども、7月と8月を入れ替えまして私が「久居地域の古墳時代」ということでそういう話をして、教養的な部分ではございますけれどもそういう話をさせていただきます。3回目に基</p>
-------------	---

<p>水谷館長</p>	<p>本的な人権の話を三重県の人権センターの方から来ていただいてさせてもらいます。それから第4回目は9月は「特殊詐欺に気を付けよう」ということで、今お年寄りの方がかなり騙されてる方が多いです。私らみたいに60そこそこでもよく騙される方が多いので、そういうのを警察の方から教えていただいて、自分たちで気を付けていこうねっていうかたちにしていきたいなと思います。それから11月は、津市の久居教育事務所の人権担当者の方に来ていただきまして、「子どもと高齢者の人権」ということでお話いただきます。12月は「元気アップ運動」ということなんですが、ここがちょっと8月から「元気アップ教室」が地域で始まりますので、高齢福祉課の方でやっておるかたちになりますけども、そういう運動が始まりますので、ここはテーマを変えまして脳トレの関係をまた12月していただきます。年明けまして来年1月は「認知症予防」ということで、白山の保健センターの保健師さんに来ていただきます。それから第8回は「自宅でできる健康づくり及び権利擁護」ということで、久居の包括支援センターの方から来ていただいてそういう話をさせていただく予定でございます。</p> <p>まだまだいろいろ榊原市民館、いろんなことで動いていかないかんとおもいますが、ぼちぼちと人権啓発に取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>久居北口文化会館です。資料については25ページをご覧ください。</p> <p>まず交流・連携事業についてですが、令和6年度から成美地区社会福祉協議会のご協力により、北口ふれあいサロン会を開催することになりました。日頃家から出にくい高齢者の一人暮らしの方を中心に交流の場を提供し、談笑やレクリエーション等を行い、利用者の皆さんが笑顔で楽しく過ごす交流の場を提供していきます。</p> <p>次に26ページ・27ページの啓発事業についてですが、3事業ありますが、1つ目は館日より「あゆみ」の発行です。毎月1回各戸に配布しています。内容は館のお知らせや人権啓発、津市の福祉サービス情報等を掲載し、身近な情報になるよう心がけています。令和6年度も同様に発行します。2つ目は人権啓発ビデオ学習会です。館を利用されている各講座、サークル生、デイサービス利用者を対象に実施しています。令和5年度は、感染症問題のビデオを視聴いただきました。差別や偏見をなくし、皆が共に生きる仲間として支え合っていくことの大切さを感じていただきました。令和6年度は、ヤングケアラーの問題を題材にしたビデオを視聴いただく予</p>
-------------	---

<p>増地館長</p>	<p>定です。3つ目は、三重県人権センターを訪問し、部落差別の歴史等を正しく学ぶための研修を行いました。多くの講座生に正しい知識と理解を深め、人権意識を高めていただきました。令和6年度も継続して実施していきます。</p> <p>最後に28ページ・29ページの各館の特色ある事業についてですが、一つ目はデイサービス事業です。給食サービス、健康器具の利用、野外活動、デイサービス交流会、相談事業を実施しました。利用されている方は殆ど一人暮らしの高齢者さんですが、毎日来ていただく方もたくさんあり、その方の生活の一部として機能しています。令和6年度も利用者の皆さんが笑顔で楽しく過ごす事業を提供すると共に、身近な相談役としての機能を果たしていきます。2つ目は、元気づくり教室です。年に2回、保健師や栄養士さんから専門的な知識を学ぶことにより、健康管理・健康維持につながっています。令和6年度も継続して実施していきます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>雲林院福祉会館です。よろしくお願いたします。</p> <p>30ページから44ページにわたって載せさせていただいておりますので、相談業務と人権啓発事業と地域交流事業に絞って報告をさせていただきます。</p> <p>相談事業につきましては、昨年度は170件の相談がありました。相談事業の中からは様々な地域課題が見えてきます。少子高齢化がうちの地域も進んでいる地域でございますので、深刻な問題が提示されることもあります。このような時には、関係の各課に繋いだり情報共有をしたりして、より良い方向に支援できるように努めています。また、地域の方や学校関係の方から人権教育の在り方について相談を受けることも多くあります。これまで生き方学習を大切にして取り組んできた芸濃町の人権学習も、コロナ禍において急速に変わってきたなというふうな感は否めません。また、働き方改革の中で地域との関係も少しずつ揺らぎ始めているのも事実です。それに対して戸惑う地域の方から相談を受けたりとか、逆に学校の先生方から限られた時間の中で「人権教育、どのように進めていったらいいのだろうか。」というような相談を受けることもあります。子どもたちの幸せな将来を保障していくために、これだけは外せないというものを学校だけではなくて地域と一緒に考えていく必要があるなというふうに思います。今年度の相談については、真摯な姿勢で対応していきたいと考えています。</p>
-------------	---

人権啓発事業につきましては、35ページから40ページにかけて載せていただいております。昨年度は、人権啓発活動としては人権講演会を3回、人権ネットワークを7回、人権フィールドワークを1回実施しました。人権講演会のことを中心に報告したいと思います。

人権講演会では子育てに関するものを1回。個別の人権課題に関するものを1回は入れるということを基本にしています。昨年度の講演の中では、第1回の子ども家庭庁の参与である辻由起子さんの講演を行いました。中でも印象的だったのは生活保護制度がその制度設計に問題があって、「働けば働くほど日本では生活に余裕がなくなっていくんだよ。それが多くのヤングケアラーを生み出している原因になっているんだ。」という、そういうお話をいただいてこれはとても印象に残りました。

第2回のヒューリアみえの原田朋記さんの講演では、人権問題に関する三重県民意識調査から部落差別の実態を話していただきました。人よりも土地に対する差別意識の方が強く出ているというお話については、今回の土地差別事件と重なるものがあると考えて考えさせられる講演になりました。

第3回のヒューリアみえの松村元樹さんの講演では、ネット上での人権啓発についてお話を、人権課題についてお話をいただきました。匿名であることをいいことにひどい実態があるということは想像はしていましたが、想像以上にひどい現実があるんだなということを知って愕然とさせられました。

人権ネットワークも7回実施しましたが、そのなかではさまざまな人権課題を切り口にしながら、参加者の意見を交流することに重きを置いています。地域の人たちや行政職員や教職員が率直に意見を出し合う中で、それぞれのことをこだわりであったり考え方というものを交流できる、双方の理解を深めることができる大切な機会になっていると思います。

今年も人権講演会・人権ネットワークについては同様の回数を実施していきたいと思いますが、講演会についてはちょっと予算の関係で今年は回数を減らすことになるかもしれないなと思っています。

地域ふれあい活動は30ページに載せてもらっていますが、かつてはこの地域も盆踊りであったり、地区運動会であったり、クリーンハイキングのような様々な地域活動がありましたが、これに会館も協力をしてきたわけですが、地域の少子高齢化が進む中でこれらの事業の実施が現在本当に難しくなっています。そこで一昨年度から、子どもも高齢者も一緒に楽しめるような新しい行事を作

<p>西出主幹</p>	<p>っていこうということで地域ふれあい事業を実施しています。皆で楽しめるようなレクの活動であったり、カローリングなどの軽スポーツなども組み合わせながら昨年度は実施をしました。やる度にいろんな課題が出てきて、またアイデアも出てくるので、安定したかたちができるまでにはもう少し時間がかかるなと思いますが、会館も一緒にこの活動について今年度も取り組んでいきたいと思っています。</p> <p>以上です。</p> <p>中野文化会館です。資料は45ページをお願いいたします。</p> <p>まず交流・連携事業でございますが、これは地域の老人会等と教育委員会の出先機関であります長野教育集会所が実施しております地区学習会に参加している子どもたちが、花の苗植え、昔の遊び、学習成果の発表会ということで交流を行っております。交流会では、昔遊びということで遊び方のコツを地域の老人会の方に教えてもらったり、それについてお互いに話をして感想を言い合ったり、お互いが同じものを行動するってということで、協力連携することで自然に会話をしながら世代を超えた交流や貴重な体験をすることができております。また、地域の高校生の人権サークルASUKAという団体とサポート役の美里青年会が企画運営をして、子どもたちと本の読み聞かせや人権ゲームをする秋祭りを開催しております。地域内のサークル団体と地域の子どもたちを含んだ地域内と地域外の子どもたちとの交流も行われました。6年度も同様に事業を継続はしていきます。</p> <p>続いて46ページ。人権啓発事業でございますが、文化会館だよりを毎月1回、長野地域の自治会を通じて配布をしております。講座の日程であったりイベントの紹介、あと各種人権啓発に関する記事を掲載しております。その中で人権研修会っていうのを開催しておりますが、年に1回の開催ですが、講師とテーマを事前に打ち合わせて少しでも関心のある内容を選ぶようにしております。</p> <p>続いて47ページ。特色ある事業でございますが、デイサービス事業といたしまして、月2回70歳以上の高齢者を中心に、昼食を提供するデイサービスを配食サービスというかたちですけども年間18回実施し、すみません、訂正を。213となっているのを279に訂正をお願いいたします。279名の利用がありました。あとこれは職員とボランティアが旬の食材を使用して手作りした献立を地域の参加者の方と会話を楽しみながら食事をとってもらうことができました。ただ、年々利用者が減少をしていることも懸念となっております。あとですね、年2回ですが一人暮らしの70歳以上</p>
-------------	---

<p>西本館長</p>	<p>の高齢者宅にお弁当を届けるということもしております。年2回で32人が利用をしております。この事業については6年度も事業を継続していきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>失礼いたします。48ページから川合文化会館でございます。</p> <p>まず交流・連携事業につきましては、下の段にございます一志町反差別人権ネットワーク、反差ネットというふうに略しておりますけれども、そこの連携を密にしながら事業を進めております。人権啓発バンド「びり〜ぶ」という団体で反差ネットの中の一つの組織なんです、人権啓発で昨年度は美杉と一志の波瀬の地域で講演をして人権啓発をしてまいりました。</p> <p>それから次50ページでございますが、文化祭と人権講演会を開催をしております。文化祭では、地域の川合保育園の子どもさんたちと私共で大正琴の講座をしておりますが、そこのコラボということで子どもさんたちが手話を交えて歌を披露するというようなそんなことを文化祭で取り組んでおります。それから一志東小学校の全児童の人権標語を掲示するというのも、特徴的な一つではないかなというふうに思っております。講演会といたしましては、令和5年度は上方落語家の桂七福さんに来ていただきまして、人権講座ということでお話をさせていただきました。「日常で使っている「普通」っていう言葉っていったい何が「普通」なのでしょう。」っていうようなことをご提案いただきまして、皆で考える機会になりました。</p> <p>それから特色ある事業につきまして、51ページ・52ページですけれども、小学生の学習会「かわいっ子クラブ」、低学年クラブ、高学年クラブっていうふうに呼んでおります。香良洲にあります歴史資料館。戦争のことが展示してございますが、そこを訪問することによりまして、子どもたちと戦争について考える機会を持っております。あと右側のページ、52ページですけれども、ミニデイサービスの出前事業ということで、昨年度実施をいたしました。高齢者の方が私共の会館に来る手段がなかなか無くなってしまふ。免許を返納されたり、唯一皆さんの移動手段としてのバスが曜日が変わってしまった等々のことでもございましたので、来ていただけないのならこちらからお伺いしようじゃないかという発想で開催をいたしました。今年度も引き続き一つの地域、二つの地域ぐらいにお声がけをして、そこで出前ミニデイサービスということを実施していきたいなというふうに思っております。それから挨拶運動を一番最後に書いてございますが、川合文化会館のこと、隣保館のことを広く</p>
-------------	---

<p>大橋主幹</p>	<p>知っていただくということで、毎月11日の7時半から8時まで路地に出まして、挨拶運動というのぼりをたてまして、子どもたち、それから地域の方々に挨拶をして、川合文化会館というところをお示しをしているところでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>失礼します。白山市民会館です。資料については53ページをご覧ください。</p> <p>まず交流・連携事業についてですが、上段の人権学習会交流会では事業概要に記載しました、「仲間の大切さを学び、人権意識の高揚を図る。」ことを目的として毎年開催しており、昨年度は磯部町の迫間教育集会所にお邪魔し、磯部中人権学習会OBの方のお話を中心に、白山中学校3年生と磯部中学校の人権学習会との交流会を実施いたしました。今年度は白山町の大広教育集会所にて、「Bonds of Friendship」、これは津市内の教育集会所等で人権活動を行っている中学生の集まりなのですが、「Bonds of Friendship」の活動に白山中学校1・2年生が参加し交流を予定しております。下段の白山町の人権教育をつなぐ会についてですが、毎年度4回開催をし、実際の子どものすがたにこだわって実践交流を行っています。白山町では、これまで積み上げてきた人権・同和教育の営みを継承・進化していく一機会として、内容、方法の充実を図っています。</p> <p>54ページから56ページの啓発事業についてですが、人権に関わる各種講演会、市民人権講座、白山総合支所職員研修会などの開催による啓発活動を行い、開催時期やタイムリーな話題等を考慮しながらテーマを決めて講師選定をしています。人権を考える市民のつどいでは、昨年度LGBTQをテーマに僧侶でありアーティストでもある西村宏堂さんを、今年度は反戦平和をテーマに広島の子の像のモデルとなった佐々木禎子さんの実兄佐々木雅弘さんと、甥にあたる佐々木祐滋さんを講師に迎えます。市民人権講座では、昨年度は部落問題と子どもの人権を、今年度は災害と人権、土地差別について研修します。また津市広報に白山市民会館だよりとして、市民会館における活動報告や隣保館の役割・利用方法などを分かりやすく説明し、利用促進につながるよう年間6回発行しております。</p> <p>57ページをお願いします。各館の特色ある事業についてですが、地域の小中高校生が各団体と協力し、それぞれの学習会などの人権活動の成果発表の場として人権フェスティバルを開催しております。昨年度は4年ぶりに市民会館で開催することができ、222</p>
-------------	---

<p>前田主幹</p>	<p>名の参加がありました。参加者はまだまだコロナ禍前の半分ほどにはなるのですが、アンケートには子どもたちの互いの学習の場であり大人への学びの場でもあった等、嬉しい意見もいただいております。今年度も引き続き開催予定です。夏休みキッズ学習支援プロジェクトについてはコロナ禍の3年ほど中止しておりましたが、昨年度から再開し、小中学生を対象に学習支援と昼食提供を行っております。今年度も8月19日月曜日から23日金曜日まで5日間の開催予定をしており、定員25名のところ41名の申し込みがありましたことから抽選を行いました。今年度は、白山地区社協にもご協力をいただいて、最終日には縁日のような素敵な催しを計画していただいております。</p> <p>以上です。</p> <p>失礼いたします。美杉人権センターです。資料は59ページ・60ページをご覧ください。令和5年度の事業実績、及び令和6年度の事業計画につきましてご説明させていただきます。</p> <p>今回は4つ挙げさせていただきました事業の中から、グラウンドゴルフ大会とセンターだよりの発行についてお話をさせていただきます。</p> <p>まずグラウンドゴルフ大会です。これは講座の垣根を越えて、旧指定地区内外の人々の相互理解を深めることを目的としたものです。少し前まではパターゴルフ大会も1回開催していましたが、事業名にパターゴルフ大会も入ってますが、最近は講座受講生からの要望も多く、多くの交流人口を見込めることから、グラウンドゴルフ大会を年2回開催しています。令和5年度も2回ほどグラウンドゴルフ大会を開催したのですが、第2回は例年秋に開催してものが、悪天候等によって2度延期となりまして年度末の開催となったため、参加人数は少なめでした。しかしながら2回とも参加者間の交流は活発に行われ、新たな結びつきが生まれています。令和6年度は、既に第1回が開催になっているんですが、第2回ではこれまでの交流に加えて、例えば人権に関するクイズを出題するなどして、啓発要素も織り交ぜながら実施したいと考えております。</p> <p>続きまして、センターだよりの発行についてですが、月1回、旧指定地域を対象としたアウトリーチの際に当該地区に各戸に配布しています。また年2回、9月及び3月号につきましては、地域だよりと同時配布で美杉地域全戸に配布しています。内容につきましては、まず館の存在から地域の方々に知っていただく必要があると思いますので、館の活動を紹介するとともに、地域住民の人権問題に関する理解を図るため、人権に関する記事を充実させていっている</p>
-------------	---

山村課長	<p>ところでは、人権問題はマジョリティに対する啓発が必要でありますので、旧指定地区のみに配布する月には同和問題以外の内容で、9月及び3月号につきましては、同和問題を中心とした記事を作成しています。併せてここには記載しておりませんが、美杉だよりという地域だよりにも人権に関する記事を掲載して、地域への啓発を図っているところです。</p> <p>以上です。</p> <p>各隣保館からの事業報告・事業計画に関する説明につきましては以上でございます。</p>
村林会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明がありましたが、ご質問等がございましたらお願いします。</p> <p>無いようですので、事項（4）につきましては終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、その他でございます。審議委員の皆様、何かございますでしょうか。</p>
岡山委員	<p>すみません、あまり時間無いかと思えますけど。</p> <p>人権課というよりかはちょっと事務局に聞きたいんですけど、聞きたいというか話を聞かせてほしいんですけど。人権教育課との横のつながりとか連携、そういった部分のことを、こういうことしているということをお話していただけたら有難いんですけども。</p>
山村課長	<p>それぞれ市長部局における人権課とですね、それから教育長部局におけます人権教育課、組織としては別々なんですけども、活動内容につきましては非常に似通った部分もございまして、例えば市政だよりにおけます啓発記事なんかの編集会議においてもですね、それぞれお互いに双方の会議に同席して編集会議を行ってあったりとか、それから講演会やイベント等の行事につきましても、お互いに連携協力して事業の方を実施させていただいております。</p> <p>以上です。</p>
岡山委員	<p>事務的な処理をして共有しとるということですか。</p> <p>何を言いたいかというと、この間からちょっと差別事象が起きて、それはもう何か月も前なんやけど、昨日ニュースで三重県教育委員会の小学校の先生が土地差別のことをして、処分があったとされたで昨日ニュースに出たんやと思えますけど。この教育関係の方</p>

山村課長	<p>の差別事象に関しては、全然人権課としてはタッチしないんですか。</p> <p>そうですね。今回の処分に関しましては三重県の教育委員会の方が関係しておりますので、直接津市の人権課であったりとか、津市の教育委員会の人権教育課がなんらかの対応を行ったものではございませんので。</p>
岡山委員	<p>わしらとしては、先生ですよ。先生がそんな土地差別事件をするようなこととしてビックリしとんねんけど、多分これも氷山の一角でたまたま出てきただけのことやと思うんやけど、まだまだ部落差別っていっぱいあるんやと思ったんやけど。その部分に関して、事件が起きた時に関して直接の対応はないにしても、何かアクションを起こしてもらおうっていうことは、してもらえやんというかしないんですか。</p>
山村課長	<p>三重県のこの教職員の処分に関しましては、三重県の教育委員会の方が対処しておったわけなんですけども、先ほど北口の館長からもちよっとお話があったように、似たような事例が発生した場合にですね、人権課の方で県の人権センターとも協力しながら、事実調査であったりとか、或いは今後このようなことが起きないように、人権課が実施する市民人権講座であったりとか、各総合支所・隣保館で実施している人権講座であったりとか、そういった部分の中でも土地差別について、このようなことが発生しているという事実を踏まえましてテーマとして取り上げて、今年度については啓発活動に取り組んでいこうということで事務を進めております。</p>
村林会長	<p>よろしかったですか。なければ、最後に事務局何かありましたらどうぞ。</p>
平井次長	<p>失礼します。市民部次長平井でございます。</p> <p>本日は本当にお忙しい中ご出席賜りまして、いろいろご審議賜りましてありがとうございます。また、頂戴いたしましたご意見やご要望等につきましては、今後の隣保館の運営にしっかりと生かしてまいりたいと思っています。</p> <p>また次回の会議でございますけれども、例年ですと2月の中旬に通常は開催をさせていただきます。またその時期になりましたらご案内を差し上げたいと思います。またそれ以外にも何かございましたら、どうぞ総合支所、或いは館、そして人権課の方にお伝えいた</p>

村林会長	<p>だきましたら、またお答えなり対応させていただきたいと思しますので、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>以上でございます、会長。</p> <p>委員の皆さんにはいろいろとご意見をいただき、ありがとうございました。また、審議にご協力をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>それでは時間が少し長くなりましたが、これで令和6年度第1回津市隣保館運営審議会を閉会いたします。</p> <p>皆さま、どうもお疲れさまでした。</p>
------	--